

こ成事第466号
令和5年8月22日
こ成事第12号
令和6年1月18日
こ成事第620号
令和6年9月9日
こ成事第776号
令和6年12月25日
こ成事第●号
令和7年●月●日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

こども家庭庁長官
(公印省略)

就学前教育・保育施設整備交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和5年4月1日から適用することとされたので通知する。

別紙

就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱

（通則）

- 1 就学前教育・保育施設整備交付金（以下「交付金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の新設、修理、改造又は整備に要する経費（小規模保育事業所の場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が買収する場合を含む。）、並びに保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の防音壁の整備及び保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の防犯対策の強化に係る整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この交付金は、こどもを安心して育てることが出来る体制を確保するために市町村が策定する市町村整備計画（都道府県が設置する認定こども園の場合にあっては都道府県が策定する整備計画。以下「整備計画」という。）に基づいて実施される保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所に関する施設整備事業、防音壁設置計画（以下「設置計画」という。）に基づいて実施される保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の防音壁整備事業（以下「防音壁整備事業」という。）及び防犯対策強化整備計画（以下「防犯計画」という。）に基づいて実施される保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の防犯対策強化整備事業（以下「防犯対策強化整備事業」という。）に交付する。

（定義）

- 4 この交付要綱において「保育所」、「認定こども園」、「小規模保育事業所」、「乳児等通園支援事業所」、「防音壁整備事業」、「防犯対策強化整備事業」とは、次の表に定める施設又は事業をいう。

区分	定義
保育所	・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（同法第 56 条の 8 に規定する公私連携型保育所を含む。以下この項において同じ。） ・ 平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」に基づき設置する保育所分園
認定こども園	・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」）という。）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第 34 条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。） ・ 認定こども園法第 3 条第 1 項に基づく認定を受けたもの又は第 3 項の認定を受けたもの及び同条第 11 項による公示がなされたもの ・ 認定こども園法第 3 条第 1 項に基づく認定を受けることができるもの又は第 3 項の認定を受けることができるもの及び同条第 11 項による公示がなされ得るもの ・ 平成 28 年 8 月 8 日府子本第 555 号・28 文科初第 682 号・雇児発 0808 第 1 号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」に基づき設置する幼保連携型認定こども園分園・保育所型認定こども園分園・幼稚園型認定こども園分園
小規模保育事業所	・ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する事業を行う事業所
乳児等通園支援事業所	・ 児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する事業を行う事業所
防音壁整備事業	・ 近隣住民等への配慮から防音対策を必要とする保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の防音壁設置に係る費用の一部を補助する事業
防犯対策強化整備事業	・ 施設の防犯対策を強化する観点から保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所の防犯対策の強化に係る費用の一部を補助する事業

5 この交付要綱において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。ただし、公立の認定こども園の施設整備に関しては、別表 1－6 又は別表 1－7 に定めるところによるものとする。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	・新たに保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は乳児等通園支援事業所を整備すること。 （地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員 30 名までの小規模な保育所を整備する事業を含む。）
修理	大規模修繕等	・既存施設について、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 426 号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること。 ・地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）のうち、改築整備を除く事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ① 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ② その他必要と認められる上記に準ずる工事
	耐震診断	・耐震化整備を行うことを予定している既存施設について、事前に耐震診断を行うこと。
改造	増築	・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 ＊ノンコンタクトタイムスペースの整備を目的とする場合に限り、定員の増員は不要とする。
	増改築	・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ＊ノンコンタクトタイムスペースの整備を目的とする場合に限り、定員の増員は不要とする。
	改築	・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ・耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。 ＊改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。 ＊地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備（増改築及び改築）については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 430 号こども家庭庁成育局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。

整備	老朽民間児童福祉施設整備	・ 社会福祉法人が設置する施設について、令和5年8月22日こ成事第431号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に準じて改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	防音壁整備	・ 近隣住民の生活環境の保全が見込まれる防音壁の整備（市町村が必要性を認めたものに限る。）
	防犯対策の強化に係る整備	・ 防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕等必要な安全対策に係る整備

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業は、次の表の①の施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠（(2)のイ公立認定こども園、(4)乳児等通園支援事業所、(5)防音壁を設置する施設及び(6)防犯対策の強化に係る整備を行う施設を除く。）により、③欄に定める設置主体が設置する施設に係る施設整備事業に対し、市町村が行う補助事業（(2)のイ、(3)及び(4)のうちの公立施設については、地方公共団体が実施する施設整備事業）とする。

①施設の種類	②設置根拠	③設置主体
(1) 保育所	児童福祉法第35条第4項及び同法第56条の8第3項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人 （以下「社会福祉法人等」という。） ただし、「 <u>保育提供体制の確保のための実施計画</u> 」の採択を受けている市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。
(2) ア 私立認定こども園	認定こども園法第3条第2項第1号、同条第2項第2号、同条第4項第1号、第17条第1項及び第34条第3項	社会福祉法人又は学校法人 ただし、「 <u>保育提供体制の確保のための実施計画</u> 」の採択を受けている市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。
(2) イ 公立認定こども園 （ただし、認定こども園法第2条第7項に規定する幼	—	地方公共団体

保連携型認定こども園並びに第3条第1項又は第3項の認定を受けた幼稚園及び同条第11項の公示を受けた幼稚園に限る。)		
(3) 小規模保育事業所	児童福祉法第34条の15第1項及び第2項	市町村が認めた者(公立施設を含む。)
(4) 乳児等通園支援事業所	—	市町村が認めた者(公立施設を含む。)
(5) 防音壁を設置する施設	—	本表「①施設の種類」の(1)(2)ア(3)(4)に応じた「③設置主体」
(6) 防犯対策の強化に係る整備を行う施設	—	本表「①施設の種類」の(1)(2)ア(3)(4)に応じた「③設置主体」

(交付金の対象除外)

7 この交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合)に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防音壁整備事業における、防音以外を目的とした整備に要する費用
- (5) 防犯対策強化整備事業における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (6) その他施設整備として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、市町村に対し、整備計画、設置計画又は防犯計画(以下「整備計画等」という。)に記載された施設整備事業に要する経費に充てるために交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、6 の（２）のイについて、都道府県が直接施設整備事業を実施する場合に限り、都道府県に対して交付するものとする。この場合、11 から 18 までにおいて、市町村が行う必要のある事務は都道府県が行うものとする。

（１） 6 の（１）の事業

- ① 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「待機児童対策」の採択を受けている市町村（財政力指数が 1.0 未満の市町村であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の 4 月 1 日現在の待機児童数が 10 人以上見込まれる市町村に限る。）が策定する整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築及び老朽民間児童福祉施設整備（現在定員から 20 名以上の増員を図るための整備に限る。）に限る。）

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 2－1 で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1－8 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

- ② 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「人口減少対策」の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業（施設の統廃合や多機能化に伴う整備であって、創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備に限る。）

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 2－1 で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1－8 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

③ ①及び②以外の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 1－2、別表 1－3、別表 2－2 で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 1－2、別表 1－3 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1－8 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した

額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(2) 6の(2)のアの事業

- ① 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「待機児童対策」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村であって、整備年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上見込まれる市町村に限る。）が策定する整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築及び老朽民間児童福祉施設整備（現在定員から20名以上の増員を図るための整備に限る。）に限る。）

ア 幼保連携型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、当該認定こども園における保育を実施する部分（以下、「保育所部分」という。）及び教育を実施する部分（以下、「教育部分」という。）について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表2-1、別表2-2で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(イ) 保育所部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。教育部分も同様に算出し、それぞれを合計する。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 保育所型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表2-1、別表2-5で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(イ) 保育所部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-8に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。教育部分も同様に算出し、それぞれを合計する。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

- ② 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「人口減少対策」の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業（施設の統廃合や多機能化に伴う整備であって、創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備に限る。）

ア 幼保連携型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、当該認定こども園における保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-

1、別表2－1、別表2－2で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(イ) 保育所部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。教育部分も同様に算出し、それぞれを合計する。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 保育所型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表2－1、別表2－5で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(イ) 保育所部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。教育部分も同様に算出し、それぞれを合計する。なお、当該整備事業が保育所部分のみに係る場合は、教育部分の算出は不要とする。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

③ ①及び②以外の場合

ア 幼保連携型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表1－2、別表1－3、別表2－2で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表1－2、別表1－3で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1－8に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 保育所型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表1－2、別表1－3、別表2－2、別表2－5で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計し

た額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ 幼稚園型認定こども園に係る市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３、別表２－２、別表２－５で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(3) 6の(2)のイの事業

別表１－６又は別表１－７に定める算定方法により事業ごとに算出した配分基礎額に算定割合を乗じた額と事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額とを比較して少ない方の額の総和に事務費を加えた額を交付額とする。

別表１－６又は別表１－７に定めるところにより配分基礎額を算定する場合の学級数に应ずる必要面積、園児１人当たりの基準面積その他建物の基準面積、その他必要な事項については、当分の間、「公立学校施設費国庫負担等に関する関係法令等の運用細目」（平成１８年７月１３日付け１８文科施第１８８号文部科学大臣裁定）の幼稚園における取扱いと同様のものとする。

別表１－６又は別表１－７に定める事業の概要、交付対象経費の上限額及び下限額、その他必要な事項については、当分の間、「令和６年度学校施設環境改善交付金の事業概要について（通知）」（令和６年３月２９日付け５施施助第５１号）の幼稚園における取扱いと同様のものとする。

別表１－６又は別表１－７に定めるところにより配分基礎額を算定する場合の１平方メートル当たりの建築の単価等は別途通知する。

別表１－６及び別表１－７に定める対象となる経費は、その種目が本工事費及び附帯工事費（買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあつては買収費とする。）であるものとする。

事務費は算定した交付対象経費に100分の1を乗じて算定する。

(4) 6の(3)の事業

- ① 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「待機児童対策」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村であって、整備年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上見込まれる市町村に限る。）が策定する整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築及び老朽民間児童福祉施設整備（現在定員から10名以上の増員を図るための整備に限る。）に限る。）

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表2－8で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1－8で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

- ② 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「人口減少対策」の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業（施設の統廃合や多機能化に伴う整備であって、創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備に限る。）

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表2－8で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1－8で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

③ ①及び②以外の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表1－2、別表1－3、別表2－9で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表1－2、別表1－3で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1－8で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(5) 6の(4)の事業

- ① 「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３、別表２－1.2で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

② ①以外の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３、別表２－1.3で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－１、別表１－２、別表１－３で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(6) 6の(5)の事業

① 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－４で定める基準額を交付基礎額とする。

② 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－４で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

③ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、①により算出した額と②により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(7) 6の(6)の事業

① 門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－５の第３欄のアで定める基準額を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－５で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

② 非常通報装置等の設置の場合

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－５の第３欄のイで定める基準額を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表１－５で定める対象経費の実支出額

と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

（国の財政上の特別措置）

９ 次の表に掲げる施設整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。ただし、対象となる「保育所」、「私立認定こども園」、「小規模保育事業所」及び「乳児等通園支援事業所」が豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合、８の（１）（２）（４）（５）、９の（２）（３）の算定にあつては、算出された基準額に対して、0.08 を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。なお、公立の認定こども園の施設整備については、別表 1－6 又は別表 1－7 に定めるところによる。

（１）次の表の①に掲げる施設整備事業

①「保育所」、「小規模保育事業所」及び「乳児等通園支援事業所」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 2－3、別表 2－10、別表 2－14 で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表 1－1 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1－8 で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

②「認定こども園」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 2－3、別表 2－6 で定める基準により算出した基準額の合計をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表 1－1 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1－8 で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

（２）次の表の②③に掲げる施設整備事業

①「保育所」、「小規模保育事業所」及び「乳児等通園支援事業所」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表２－４、別表２－１１、別表２－１５で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表１－１で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

②「認定こども園」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、保育所部分及び教育部分について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表２－４、別表２－７で定める基準により算出した基準額の合計をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表１－１で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(３) 次の表の④⑤に掲げる施設整備事業

①「保育所」、「小規模保育事業所」及び「乳児等通園支援事業所」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表２－１、別表２－２、別表２－４、別表２－８、別表２－９、別表２－１１、別表２－１２、別表２－１３、別表２－１５で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表１－１で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする

②「認定こども園」

ア 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表２－１、別表２－２、別表２－４、別表２－５、別表２－７、別表２－８で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。なお、当該整備事業が保育所部分又は教育部分のいずれかに係る場合は、その該当する別表で定める基準により算出した基準額を交付基礎額とする。

イ 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表１－１で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表１－８で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

ウ 工事請負契約等を締結する単位ごとに、アにより算出した額とイにより算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

①	沖縄振興特別措置法第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合
②	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合
③	山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））
④	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設
⑤	<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設</u>

（経過措置）

10 当面の間、8の（1）①（2）①（4）①については、「次の（1）又は（2）に該当する市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築及び老朽民間児童福祉施設整備（現在定員の増員を図るための整備が含まれている場合に限る。）に限る。）であって、原則として、「保育提供体制の確保のための実施計画」上、施設整備を行う保育所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申込児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1，2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。以下同じ。）の利用定員総数が増加する施設整備事業」として差し支えない。

（1）待機児童が1人以上見込まれる市区町村（財政支援を受けないことにより待機児童が1人以上見込まれる場合を含む。）

（2）待機児童が見込まれない場合であっても今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる市区町村

（交付金の概算払）

11 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合において、国の支払計画承認額の範囲内において概算払することができるものとする。

(交付の条件)

12 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容のうち、整備計画等に記載された建物等の用途を変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。
- (2) 整備計画等に記載された事業を中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (3) 整備計画等に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この交付金に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (5) この交付金の交付と対象経費を重複して、国庫補助を受けてはならない。
- (6) 市町村は社会福祉法人等の事業者に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (1)～(3)に掲げる条件

この場合において、「地方厚生（支）局長」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価額が単価30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

ウ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

エ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）

は、別紙 7 の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

- (7) (6) により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。
- (8) 事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税又は地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (9) 事業者が (6) により付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請手続）

13 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

（1）東京都及び神奈川県以外

- ア 市町村の長は、別紙 1 の様式による申請書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。
- イ 道府県知事は、別紙 1 の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めたときは、地方厚生（支）局長が別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（2）東京都及び神奈川県

- ア 市町村の長は、別紙 1 の様式による申請書に関係書類を添えて、都県知事が定める日までに都県知事に提出するものとする。
- イ 都県知事は、別紙 1 の申請書を受理したときは、関東信越厚生局長が別に定める日までに関東信越厚生局長に提出するものとする。

（変更申請手続）

14 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、13 に定める申請手続に従い、別に指示する日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

15 地方厚生（支）局長は、13 又は 14 による申請書が到達した日から起算して原則として 2 月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（状況報告）

16 市町村は、交付金の対象となった施設整備事業、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備

事業に係る工事に着工したときは、別紙４の様式により工事に着工した日から１０日以内に、また、工事進捗状況については別紙５の様式により１２月末日現在の状況を翌月１５日までに、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

（実績報告）

17 この交付金の実績報告は、次により行うものとする。

（１）東京都及び神奈川県以外

ア 市町村の長は、別紙２の様式による報告書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の４月３０日までに、当該市町村の属する道府県の知事を経由して、別紙６の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

イ 道府県知事は、別紙２の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めたときは、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（１２の（２）（６）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１月を経過した日）又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

（２）東京都及び神奈川県

ア 市町村の長は、別紙２の様式による報告書に関係書類を添えて、都県知事が定める日までに都県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の４月３０日までに、都県知事を経由して、別紙６の様式による報告書を関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

イ 都県知事は、別紙２の事業実績報告書を受理したときは、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（１２の（２）（６）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１月を経過した日）又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに、関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

（交付金の返還）

18 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

19 特別の事情により、８、１３、１４、１６及び１７に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1－1

算 定 基 準
(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所 私立認定こども園 小規模保育事業所 乳児等通園支援事業所	本体工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。 ※ 1 沖縄振興特別措置法第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第 5 条に基づく事業、山村振興法第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画に基づく事業、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う事業、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。 ※ 2 豪雪地帯対策特別措置法第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、こども家庭庁長官が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要な権利	別表 1－8 のとおり

		発特別措置法第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して 0.08 を乗じて得た額を加算する。	金や前払地代などの一時金。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（災害復旧に係る仮設施設整備工事費は除く。）	別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。※1、※2について同上。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

別表 1－8

就学前教育・保育施設整備交付金における施設整備事業の国、市町村、事業者の負担割合
(公立の認定こども園に係る事業は、別表 1－6 又は別表 1－7 による)

	国	市町村	事業者
下記以外	1/2	1/4 (※ 1)	1/4 (※ 1)
<u>保育提供体制の確保のための実施計画の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく</u> 乳児等通園支援事業所に係る整備(創設、増築、増改築に限る。)	2/3	1/12 (※ 2)	1/4 (※ 2)
<u>保育提供体制の確保のための実施計画</u> の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業(8(1)①②、8(2)①②又は8(4)①②の事業に限る。 <u>10における経過措置を含む。</u>)	2/3	1/12 (※ 3)	1/4 (※ 3)
9の表の①に基づく施設整備事業(防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備及び耐震診断を除く。)	3/4	1/8 (※ 4)	1/8 (※ 4)
9の表の②③に基づく施設整備事業(防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備及び耐震診断を除く。)	5. 5/10	1/4 (※ 5)	1/5 (※ 5)
9の表の④⑤に基づく施設整備事業(防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備及び耐震診断を除く。)	2/3	1/12 (※ 6)	1/4 (※ 6)

- ※ 1 公立の小規模保育事業所及び乳児等通園支援事業所の施設整備事業については、市町村 1/2
- ※ 2 公立の乳児等通園支援事業所の施設整備事業については、市町村 1/3
- ※ 3 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/3
- ※ 4 公立の小規模保育事業所及び乳児等通園支援事業所の施設整備事業については、市町村 1/4
- ※ 5 公立の小規模保育事業所及び乳児等通園支援事業所の施設整備事業については、市町村 4. 5/10
- ※ 6 公立の小規模保育事業所及び乳児等通園支援事業所の施設整備事業については、市町村 1/3
- ※ 7 市町村は、上記の負担割合に応じて、事業者に対し、国の負担割合分と市町村の負担割合分の合計額を補助する。

別表2－1 「8の(1)①②及び(2)①②の保育所部分に係る施設整備事業:定額(2/3相当)

交 付 基 準 額 表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	89,800	98,900
定員21～30名	94,200	103,700
定員31～40名	109,700	120,500
定員41～70名	124,800	137,400
定員71～100名	162,200	178,500
定員101～130名	195,200	214,800
定員131～160名	226,000	248,700
定員161～190名	256,700	282,400
定員191～220名	285,200	313,900
定員221～250名	316,000	347,700
定員251名以上	351,200	386,400
特殊附帯工事	13,620	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	46	
定員21～30名	36	
定員31～40名	29	
定員41～70名	25	
定員71～100名	20	
定員101～130名	17	
定員131～160名	16	
定員161名以上	14	
土地借料加算	19,900	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,880	3,180

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日こ成事第423号こども家庭庁成育局長通知)に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2ー2 [8の(1)③、(2)③ア・イの保育所部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]
 [8の(2)①ア、②ア、③ア・ウの教育部分に係る施設整備事業:定額(1/2相当)]

交 付 基 準 額 表

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	67,300	74,100
定員21～30名	70,600	77,700
定員31～40名	82,000	90,400
定員41～70名	93,700	103,000
定員71～100名	121,700	133,800
定員101～130名	146,400	160,900
定員131～160名	169,400	186,300
定員161～190名	192,500	211,700
定員191～220名	213,900	235,300
定員221～250名	236,900	260,800
定員251名以上	263,500	289,600
特殊附帯工事	10,130	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	34	
定員21～30名	25	
定員31～40名	21	
定員41～70名	18	
定員71～100名	14	
定員101～130名	12	
定員131～160名	12	
定員161名以上	10	
土地借料加算	14,900	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,170	2,450

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 認定こども園の保育所部分又は教育部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。なお、保育所部分及び教育部分の両方について整備を行う場合は、それぞれについて別途算出する。また、その場合、土地借料加算及び地域の余裕スペース活用促進加算については、保育所部分に係る額を基準額として計上し、幼稚園部分に係る額は計上しないこととする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所又は認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事中工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所又は認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。なお、幼保連携型認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し、幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表2－12 [8の(5)乳児等通園支援事業所に係る施設整備事業：定額(2/3相当)

交 付 基 準 額 表

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	14.331	15.764
特殊附帯工事	13.655	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。。

交 付 基 準 額 表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合(9の表の④⑤に該当する場合))

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	18.917	20.809
特殊附帯工事	18.025	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。。

別表2－13 [8の(5)乳児等通園支援事業所に係る施設整備事業：定額(1/2相当)

交 付 基 準 額 表

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	10.748	11.823
特殊附帯工事	10.241	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。。

交 付 基 準 額 表

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
乳児等通園支援事業所	14.188	15.607
特殊附帯工事	13.519	

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備する。。